

議案第11号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 3の各号の表に掲げる各債務者
- 2 債権の内容 馬淵生活館の宿泊者が負担すべき電気の使用に係る費用及び水道の使用に係る費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる放棄の理由ごとに当該各号の表に掲げる電気の使用に係る費用の額及び水道の使用に係る費用の額の合計金1,369,890円並びにこれらに対する遅延損害金

- (1) 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債務者名	電気の使用に係る費用の額	水道の使用に係る費用の額
1	高田 清司	金282,090円	金393,700円

- (2) 債務者らが死亡し、配偶者、子及び直系の父母すべてが死亡し、又は存在しておらず、かつ、消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	電気の使用に係る費用の額	水道の使用に係る費用の額
1	辻 春雄	金41,830円	金79,030円
2	金山 藤恵	金36,640円	金101,590円
3	奥村 貴美子	金308,130円	金126,880円

- 4 放棄の理由 3の各号に掲げる理由

平成30年 2 月 9 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

馬淵生活館の宿泊者が負担すべき電気の使用に係る費用及び水道の使用に係る費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。